

§ 3 公正な元請下請関係を築くための施工体制確認調査について

第1 落札された方へ

提出いただいた工事費内訳書を使用して、工事請負契約書第7条及び宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱（以下「元下要綱」という）第7条第2項に基づく一部下請負承認願（元下要綱様式-2）（以下「下請承認願」という。）と、元下要綱第7条第2項に基づく一部下請負確認書（様式-3）（以下「下請確認書」という。）、元下要綱第7条第9項及び第10項に基づく一部下請負確認書（様式-3-1）（以下「下請確認書」という。）、予定下請負人・予定下請金額の変更に関する理由書（様式-4）（以下「理由書」という。）、下請契約書確認書（様式-5）（以下「下請契約確認書」という。）、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（様式-6）（以下「施工体系図」という。）の記載内容等についての照査を行います。

第2 対象工事

施工体制事前提出方式（オープンブック方式）を適用した全ての工事を対象とします。

ただし、当分の間は、下請企業、下請金額及び労務賃金調書は、下請承認時に記載するものとします。

第3 定義

- ① 「元請負人」とは、下請契約における注文者をいい、ひとつの工事が数次の下請契約により行われる場合は、宮城県から直接工事を請け負った者（以下「直接元請負人」という。）はもとより、それに続くすべての下請契約における注文者をいう。
- ② 「下請負人」とは、下請契約における請負者をいい、ひとつの工事が数次の下請契約により行われる場合は、直接元請負人からその工事の一部を請け負った者はもとより、それに続くすべての下請契約における請負者をいう。

なお、直接元請負人からその工事の一部を請け負った者を一次下請負人、一次下請負人からその工事の一部を請け負った者を二次下請負人という。

第4 照査内容

直接元請負人が提出する下請承認願及び元下要綱第7条第2項に基づく下請確認書、理由書、下請契約確認書、施工体系図の記載内容について以下の（1）、（2）のとおり調査を行います。

また、別途、発注者が指定する工事については、最終変更請負契約締結後に直接元請負人に最終工事費内訳書（以下「最終工事費内訳書」という。）の提出を求め、失格判断基準4による元請下請関係適正化に関する以下の（3）のとおり調査を行います。

（1）工事請負契約書第7条に基づく下請承認の照査

- ① 提出していただいた工事費内訳書を使って、下請負額の妥当性について確認します。
- ② 工事費内訳書に記載のない新たな一次下請負人を下請しようとする場合の、当該一次下請負人の下請承認について妥当性を確認します。
- ③ 宮城県建設工事競争入札参加心得第20第1項から第5項に規定する内容と照合し、妥当性を確認します。
- ④ 調査基準価格を下回る入札において落札者となった直接元請負人が、工事着手後に下請割合を大幅に増やしたいとする場合の妥当性を確認します。

（2）元下要綱に基づく元請・下請関係適正化の照査

- ① 直接元請負人が提出した下請契約確認書及び施工体系図に記載された下請負人について、元請・下請関係の確認を行います。
- ② 下請契約確認書に添付された下請契約書の写しに、元下要綱第3条第8項各号に掲げる事項が明記されていることを確認します。

(3) 工事費内訳書に基づく適正な元請下請関係の確認

- ① 最終工事費内訳書の1次下請負業者名と下請負金額が正しく記載されているか確認します。
- ② 最終工事内訳書により最終変更契約後の下請契約額について、失格判断基準4による確認を行います。

第5 判定方法等

(1) 下請負承認願と工事費内訳書の照合

- ① 工事費内訳書に記載されている下請負人名簿に、下請承認願の一次下請負人名があることを確認します。一次下請負人名がない場合はその理由書を提出していただきます。
また、大規模災害等の不測の事態による下請負人の変更等が必要となった場合は、その理由書を提出していただきます。
- ② 工事費内訳書に記載されている下請負人の予算額が、下請承認願における下請負代金額と概ね一致していることを確認します。下請負代金額が下請負人の予算額より低い場合はその理由書を提出していただきます。
- ③ 宮城県の指名停止期間中の企業を下請負人にすることは認められません。
- ④ 工事執行者があらかじめ下請け制限を指定した部分の下請負は認められません。
- ⑤ 当該工事の入札に参加した他の者を一次下請負人とする場合は、以下のいずれかを満足していなければなりません。
 - イ 下請部分が当該工事の一部工種であって、かつ下請負金額が請負代金額の概ね3割に満たないこと
 - ロ 下請部分について、直接元請負人が直接的に施工できない工事又は下請部分が特許工法による工事等で相応の理由があること
- ⑥ 直接元請負人が、直接元請負人の格付と同一又は上位の他の者を一次下請負人とする場合は、以下のいずれかを満足していなければなりません。
 - イ 下請部分が当該工事の一部工種であってかつ下請負金額が請負代金額の概ね5割に満たないこと
 - ロ 前記⑤ーロに該当すること
- ⑦ 調査基準価格を下回る入札において落札者となった直接元請負人が、工事着手後に下請割合を大幅に増やしたいとする場合は、以下のいずれかを満足していなければなりません。
 - イ 入札時における下請負予定額に対し、下請負額の増加分が工事請負額の概ね3割に満たないこと
 - ロ 下請負額の増額について、工事内容の変更に伴う新たな工種の追加や下請負額の増加分に相当する工事量増加等の相応の理由があること

(2) 下請契約確認書と下請契約書の写しの確認

- ① 宮城県の指名停止期間中の企業を下請負人に使用することは認められません。
- ② 当該工事の入札に参加した他の者を二次下請負人以降の下請負人とする場合は、前記(1)ー⑤のイ又はロのいずれかを満足していなければなりません。
- ③ 下請負人が直接元請負人の格付と同一又は上位の他の者を下請負人とする場合は、前記(1)ー⑥のイ又はロのいずれかを満足していなければなりません。
- ④ 元下要綱第3条第8項に掲げる以下の各号について、下請契約確認書に添付された下請契約書の写しに明記されていなければなりません。
 - イ 工事名
 - ロ 工事場所
 - ハ 工事内容

- ニ 請負代金の額
- ホ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ヘ 請負代金の全部若しくは一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ト 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- チ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- リ 価格等（物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第 2 条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ヌ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ル 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ヲ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し
の時期
- ワ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- カ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害
金
- コ 契約に関する紛争の解決方法

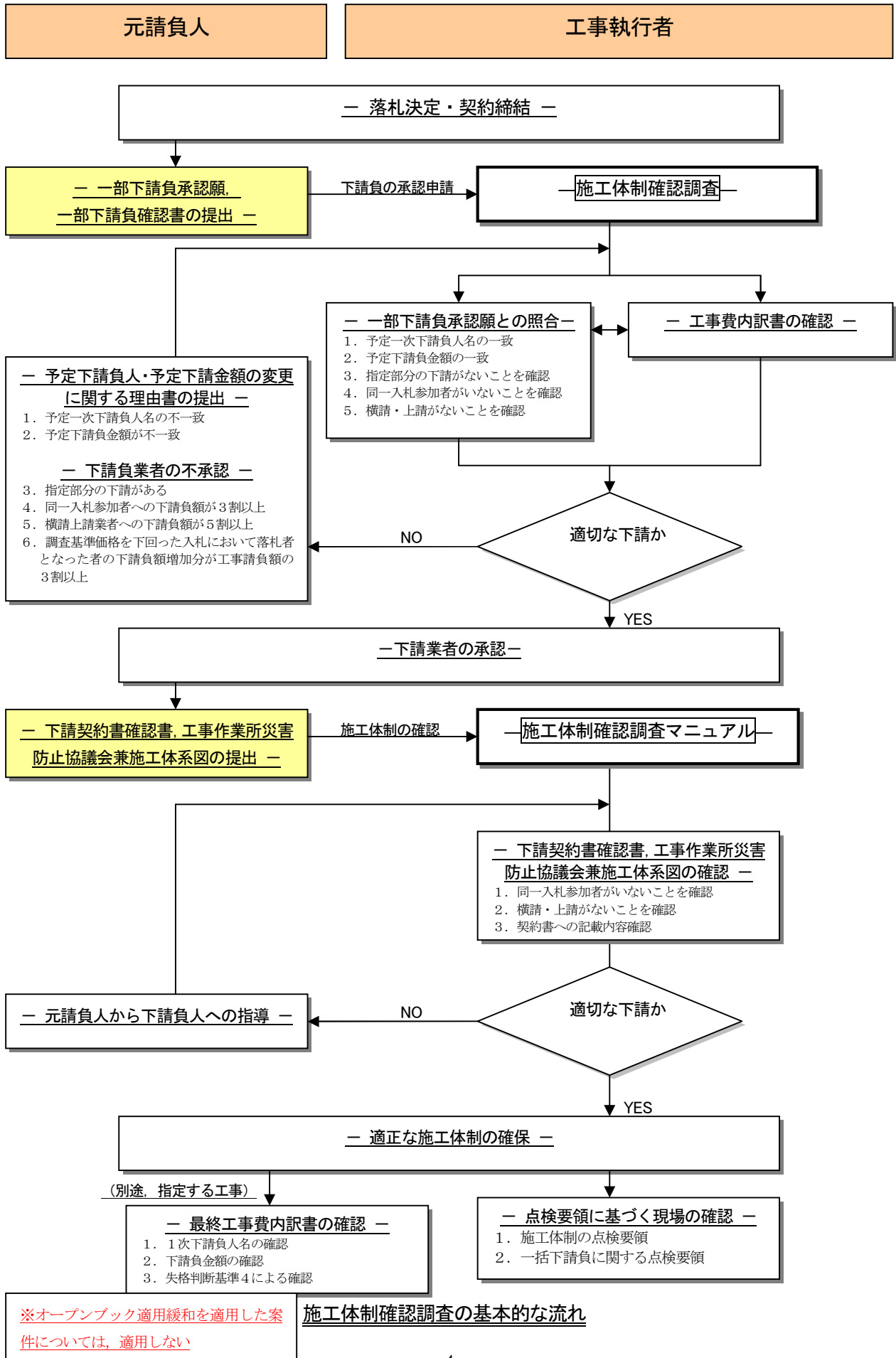
（3）工事費内訳書に基づく適正な元請下請関係の確認

最終変更請負契約締結後、当契約内容に対応した工事費内訳書を工事請負者に配布し、精算額の記載を求め、工事完成検査までに最終工事費内訳書を提出を求め、以下の確認を行います。

- ① 下請確認書、下請契約確認書及び施工体系図を活用することにより、提出された工事費内訳書の以下の事項が正しく記載されているか確認します。
 - イ 一次下請業者名
 - ロ 下請負金額
- ② 最終変更契約後の下請契約額について、失格判断基準 4 による確認を行い、最終的に適正な価格での下請負契約が行われているかを確認します。
ただし、当分の間は、失格判断基準 4 を適用除外とします。

（4）理由書の提出期限

上記照査の結果、理由書の提出を求められた直接元請負人は、当該下請工事着手までに下請通知書の承認、又は下請契約確認書及び施工体系図の受理を受けるよう、すみやかに提出して下さい。



宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱（様式－２）

一 部 下 請 負 承 認 願

平成 年 月 日

宮城県知事（又は地方公所長） 殿

請負者 住 所
商号又は名称
代表者名 印

下記のとおり工事の一部を第三者に請け負わせたいので、承認願います。（工事請負契約書第7条）

記

1 工事番号	
2 工事名	
3 工事場所	線・川・港 市・郡 町・村 地内
4 契約年月日	平成 年 月 日
5 工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
6 請負代金額	金 円

下 請 負 の 内 訳

許可 番号	商号又 は名称	代 表 者 名	住 所	職 種の 入 場	施工 等級	施工部分の 内 容	工 事 現 場 の 担 当 責 任 者 名	工 期	下請負 代金額	承 認 不承認

一部下請負承認・一部承認・不承認

平成 年 月 日

(請負者) 殿

宮城県知事（又は地方公所長） 印

一部下請負については、上記のとおり 承認・一部承認・不承認 とします。

★なお、不承認とした理由は、別添のとおりです。

注 調査基準価格を下回る額で落札し契約した工事（施工体制事前提出方式（オープンブック方式）を適用した工事に限る。）において、工事着手後に下請割合を大幅に増やしたいとする場合は、以下のいずれかを満足していなければなりません。

イ 入札時における下請負予定額に対し、下請負額の増加分が工事請負額の概ね3割に満たないこと。

ロ 下請負額の増額について、工事内容の変更に伴う新たな工種の追加や下請負額の増加分に相当する工事量増加等の相応の理由があること。

※ 承認制は一次下請のみであり、一部下請負承認願を2部提出する。

※ 承認・一部承認・不承認については、不要な事項を実線で消し、★印については承認の場合は実線で消す。

宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱（様式－3）

一部下請負確認書

平成 年 月 日

宮城県知事（又は地方公所長） 殿

直接元請負人

住 所

商号又は名称

下請負人指導責任者

印

工事の内容の一部を下請負人によって施工したいので、宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱第7条第2項の規定に基づき提出します。

工事番号, 工事名	工事
一次下請業者名:	下請金額: 円 下請割合: %
1 直接元請負人は特定建設業の許可を有している。 (一次下請金額の合計額が3,000万円(建築一式工事にあつては,4,500万円を超える場合)) 一次下請金額の合計額: _____ 円 下請割合: _____ %	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
2 工事執行者があらかじめ下請制限を指定した部分の下請ではない。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
3 下請代金額が, 請負代金額のおおむね3割未満又は直接元請負人が直接施工できない相応の理由がある(当該工事の入札に参加した他の者の場合)。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
4 下請代金額が, 請負代金額のおおむね5割未満又は直接元請負人が直接施工できない相応の理由がある(一次下請業者が格付けが同一又は上位の者の場合)。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
5 建設業の許可を受けていない者との下請契約ではない。 (下請負金額が500万円(建築一式工事にあつては下請負金額が1,500万円又は木造住宅で延べ面積が150㎡)を超える場合。 建設業許可番号: _____ (例: 04-28776)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
6 宮城県知事又は他の許可権者から営業停止処分を受け, その期間が満了していない者との下請契約ではない。 (事業管理課ホームページ、国交省ホームページで確認)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
7 宮城県から指名停止処分を受けている者との下請契約ではない。 (契約課ホームページで確認)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
オープンブック方式による入札の場合	
8 工事内訳書に記載されている下請負人名簿に, 一部下請負通知書の一次下請負人の名がある (Noの場合は, 予定下請負人・予定下請金額の変更に関する理由書(様式-4)を提出)。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
9 工事内訳書に記載されている下請負人の予算額が一部下請負通知書における下請負代金額とおおむね一致する (Noの場合は, 予定下請負人・予定下請金額の変更に関する理由書(様式-4)を提出)。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
10 調査基準価格を下回る入札において落札者となった直接元請負人が工事着手に下請割合を大幅に増やしたい場合, 入札時における下請予定額に対し, 下請負の増加額が工事請負金額の3割未満であるか, 又は工事内容の変更に伴う新たな工種の追加や下請代金額の増加等の相応の理由がある。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし

宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱（様式－3－1）

一 部 下 請 負 確 認 書		平成 年 月 日
宮城県知事（又は地方公所長） 殿		
直接元請負人 住 所 商号又は名称 下請負人指導責任者 印		
工事の内容の一部を下請負人によって施工したいので、宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱第7条第2項の規定に基づき提出します。		確認内容
工事番号、工事名 一次下請業者名：	工事 下請金額： 円 下請割合： %	
1 直接元請負人は特定建設業の許可を有している。 （一次下請金額の合計額が3,000万円（建築一式工事にあつては、4,500万円を超える場合） 一次下請金額の合計額： _____ 円 下請割合： _____ %	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし	※1
2 工事執行者があらかじめ下請制限を指定した部分の下請ではない。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし	※2
3 下請代金額が、請負代金額のおおむね3割未満又は直接元請負人が直接施工できない相応の理由がある（当該工事の入札に参加した他の者の場合）。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし	※2
4 下請代金額が、請負代金額のおおむね5割未満又は直接元請負人が直接施工できない相応の理由がある（一次下請業者が格付けが同一又は上位の者の場合）。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし	※2
5 建設業の許可を受けていない者との下請契約ではない。 （下請負金額が500万円（建築一式工事にあつては下請負金額が1,500万円又は木造住宅で延べ面積が150㎡）を超える場合。 建設業許可番号： _____（例：04-28776）	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし	※2
6 宮城県知事又は他の許可権者から営業停止処分を受け、その期間が満了していない者との下請契約ではない。 （事業管理課ホームページ、国交省ホームページで確認）	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	※2
7 宮城県から指名停止処分を受けている者との下請契約ではない。 （契約課ホームページで確認）	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	※2
オープンブック適用緩和による入札の場合（下請負承認時提出工事費内訳書の確認）		
8 労務費賃金調書の賃金が宮城県最低賃金を上回っている。 共通仮設費の積み上げ項目が計上されている。 現場管理費・一般管理費・据付管理費の必須積み上げ項目が計上されている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし	※2
9 工事内訳書に記載されている下請負人の予算額が、総合評価落札方式の県内企業活用割合の申告より下回っていない。（Noの場合は、予定下請負人・予定下請金額の変更に 関する理由書（様式－4）を提出）。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし	※3 ※4
10 調査基準価格を下回る入札において落札者となった直接元請負人が工事着手後に 下請割合を大幅に増やしたい場合、工事請負金額の3割未満であるか、又は工事内容の 変更に伴う新たな工種の追加や下請代金額の増加等の相応の理由がある。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし	※4

※1 NO の場合は、建設業法第16条に抵触するため上記金額以上の下請契約は不承認とする。

※2 NO と判定された場合は、下請契約を不承認とする。

※3 おおむねとは、「5%以内」であるかで判断する。

※4 NO と判定された場合は、一部下請負承認願の受理を一旦保留し、NO と判定された事項について指摘したうえで、理由書（別紙「様式－4」）の提出を求め、不適切な内容については必要に応じ直接元請負人を指導し、適切であることを確認した後に、一部下請負承認願を正式に受理し、承認を行うこと。

予定下請負人・予定下請金額の変更に関する理由書

平成 年 月 日

宮城県知事（又は地方公所長） 殿

直接元請負人
住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印

予定下請負人・予定下請金額に変更が生じるので、宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱第7条第2項の規定に基づき提出します。

<p>工事番号</p>	
<p>工 事 名</p>	
<p><input type="checkbox"/> 予定下請負人の変更</p>	<p>①当初下請負人名： _____</p> <p>②変更下請負人名： _____</p> <p>③変更理由（該当□内にレを付す。）</p> <p><input type="checkbox"/>当初予定していた一次下請負人が、当該工事の入札前に他の工事の元請負人又は下請負人になった。</p> <p><input type="checkbox"/>当初予定していた一次下請負人が、営業停止又は指名停止になった。</p> <p><input type="checkbox"/>当初予定していた一次下請負人の主任技術者が、事故等、不測の事態により配置できなくなった。</p> <p><input type="checkbox"/>現地精査の結果、施工方法の変更等、不測の事態を生じたため、当初予定していた一次下請負人との契約が困難となった。</p> <p><input type="checkbox"/>工事内容の変更に伴い、新たな工種の追加や工事数量の変更があり、当初予定していた一次下請負人以外の者への下請負の必要が生じた。</p> <p><input type="checkbox"/>その他（具体的内容を下欄に記載）</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※大規模災害等による影響を受け下請負人の変更が必要となった場合、社会通念上許容される合理性のある理由を記載する。</p> </div>
<p><input type="checkbox"/> 予定下請金額の変更</p>	<p>①当初下請予定額： _____ 円（消費税込み額）</p> <p>②変更下請金額： _____ 円（消費税込み額）</p> <p>③変更理由（該当□内にレを付す。）</p> <p><input type="checkbox"/>工事費内訳書に記載した下請負の予定額に違算があり、下請金額変更の必要が生じた。</p> <p><input type="checkbox"/>現地精査の結果、施工方法や工事数量の変更が生じた。</p> <p><input type="checkbox"/>工事内容の変更に伴い、新たな工種の追加や工事数量の変更があり、下請負の予定額を変更する必要が生じた。</p> <p><input type="checkbox"/>その他（具体的内容を下欄に記載）</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※大規模災害等による影響を受け下請負人の変更が必要となった場合、社会通念上許容される合理性のある理由を記載する。</p> </div>

宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱（様式－5）

下 請 契 約 書 確 認 書	
宮城県知事（又は地方公所長） 殿	平成 年 月 日 直接元請負人 住 所 商号又は名称 下請負人指導責任者 印
工事の内容の一部を下請によって施工するため、下請業者と契約を締結した（内容に変更が生じた）ので、宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱第7条第2項の規定に基づき関係書類を添えて提出します。	
工事番号、工事名	工事
次下請負人、下請業者名：	
下請発注の適正（一次下請負の当初契約時の場合、1～5はチェック不要）	
1 当該工事の入札に参加した他の者の場合、下請代金額が、請負代金額のおおむね3割未満又は直接元請負人が直接施工できない相応の理由がある。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
2 格付けが同一又は上位の他の者の場合、下請代金額が請負代金額のおおむね5割未満又は直接元請負人が直接施工できない相応の理由がある。 施工等級：直接元請負人 下請負人 下請割合： %	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
3 建設業の許可を受けていない者との下請契約ではない。（下請負金額が500万円（建築一式工事にあつては1,500万円又は木造住宅で延べ面積が150㎡）を超える場合）	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし
4 宮城県知事又は他の許可権者から営業停止処分を受け、その期間が満了していない者との下請契約ではない。（事業管理課ホームページ、国交省ホームページで確認）	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
5 宮城県から指名停止処分を受けている者との下請契約ではない。（契約課ホームページで確認）	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
下請契約書の記載内容（建設業法第19条）	
(1) 工事名	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(2) 工事場所	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(3) 工事内容	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(4) 請負代金の額	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(5) 工事着手の時期及び工事完成の時期	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(6) 請負代金の全部若しくは一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法 第 条	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(7) 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは一部の中止の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め 第 条	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(8) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め 第 条	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(9) 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更 第 条	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(10) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め 第 条	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(11) 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め 第 条	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(12) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期 第 条	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(13) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 第 条	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(14) 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(15) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 第 条	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(16) 契約に関する紛争の解決方法 第 条	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
(17) 解体工事に関する費用、再資源化等に関する費用、分別解体等の方法、再資源化等をする施設の名称及び所在地	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> 該当なし

注1 再下請を含む全ての下請契約について作成し、下請契約に係る書面の写しを添付すること。

注2 内容の変更の場合は本文のカッコを削除し、チェック箇所は変更箇所のみチェックすること。

契約書原本確認チェック （監督員）	平成 年 月 日 確認 印
----------------------	----------------------